

大規模地震発生時の 避難所運営マニュアル

《愛知県避難所運営マニュアル(平成30年3月)抜粋》

避難は、お近くの小中学校へ！

震度5弱以上の大きな地震が発生したとき
拠点となる避難所として、市立小中学校を
開設します。

【一宮市災害対策本部】

電 話 0586-72-1330 (※)

※災害発生時のみ

【危機管理課】

電 話 0586-28-8959

FAX 0586-73-9212

はじめに

- ・このマニュアルは、避難所運営についての目安を記載しています。
- ・実際には、運営に携わる方々の、協議による判断で決定していくことが重要となります。

避難所を運営するための6つの基本方針

1 避難所では、地域の人々の安全を確保し、生活を再建するための支援を提供します。

- 避難所は、災害から命を守るために安全に避難できる場所を提供します。
- 避難所は、災害で住家に被害を受けた人や、電気、水、ガスなどライフラインの機能が低下して住家での生活が困難になった人（避難所以外の場所に滞在する人も含む）が生活できるよう、必要な支援を行います。
- 避難所での生活支援の主な内容は以下の4つです。

生活場所の
提供

水・食料、
物資の提供

衛生的環境
の提供

生活・再建
情報の提供

- 生活支援を適切に行うため、避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する人も含む）の情報を、家族（世帯）単位で登録します。
- 安否確認のための個人情報、事前に公開の可否を確認し公開してもよいとした人の分のみ公開します。

2 避難所は、地域のライフラインが復旧する頃まで設置し、復旧後はすみやかに閉鎖します。

- 避難所は、避難所となる施設の本来業務の早期再開に努めるため、地域のライフラインの復旧状況に合わせて統廃合などを行います。
- 避難所閉鎖後、住家をなくした人は、応急仮設住宅などの長期受け入れ施設へ移動します。

3 避難所の運営は、避難所を利用する人(避難所以外の場所に滞在する人を含む)の自主運営を原則とします。

- 避難所の運営を、避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する人を含む）が自主的に行うことができるよう、連区及び町内会の役員や行政担当者、施設管理者などで構成する委員会を設置し、運営に関わる事項を協議、決定します。
- 避難所では、人々の負担をできるだけ軽減し、少しでも過ごしやすくするために、規則正しくルールを遵守します。
- 避難所の運営が特定の人々の過重な負担とならないよう、年齢、性別、国籍などに関係なく、可能な限り役割を分担し、より多くの人が避難所の運営に参画できるよう、交替や当番などにより対応することとします。

4 避難所の運営は、男女共同参画の視点や、特に配慮を必要とする人への支援に配慮して取り組みます。

- 男女のニーズの違いや性差に配慮した避難所運営を行えるよう、運営組織の構成員には男女共に参加します。
- 避難所においても、できるだけプライバシーが確保できるよう努めます。
- 生活支援は公平に行うことを原則とします。ただし、高齢者、障害のある人、病気やアレルギー疾患のある人、妊産婦、乳幼児、女性、子ども、外国人など、特別な配慮を必要とする人には、必要に応じて優先順位をつけ、個別に対応します。

5 避難所は、地域や災害対策本部と連携し、避難所以外の場所に滞在する被災者へも支援を提供する拠点として機能することをめざします。

- 避難所で生活している人だけではなく、避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても水・食料、物資や情報などの必要な支援を提供します。また、必要な支援を受けるために、避難所以外の場所に滞在する被災者も避難所に支援を申し出、情報を登録します。

6 避難所の後方支援は、市町村の災害対策本部が主に行います。

- 避難所は、被災者に提供する水・食料、物資などの供給を受けるため、災害対策本部と定期的に連絡をとります。
- 避難所は、避難所以外の場所に滞在する被災者の生活支援などを行う地域の支援拠点施設として機能するよう、災害対策本部と連携します。

避難所の開設から撤収までの流れ

災害
発生

初動期(災害発生当日)

災害発生時の混乱のなかで住民の安全を確保し、避難所を開設する。
地域の人々の身体や生活を守るためには、消防や行政の職員だけでなく、地域の皆さんの協力が不可欠です。地域の役員などを中心に、住民自らが主体となり、行政職員と協力して避難所運営を行っていきます。

災害が
起きた時

- ☐ 自分と家族の身の安全を確保
 - ・地震でゆれている間：自分の身を守る行動をとる
 - ・浸水の危険がある時：安全な場所または上層階に逃げる

災害が
おさまったら

- ☐ 隣近所で声をかけ、助け合いながら避難
- ☐ 避難行動要支援者*名簿などをもとに自力で避難できない人を支援
 - *避難行動要支援者
高齢者、障害者、難病患者、外国人、子どもなど、自力で逃げる
ことが困難な人や、避難情報をもとに判断することが難しい人のこと

避難した
場所で

- ☐ 避難した人を、町内会などの班ごとに確認
- ☐ 人の振り分け（トリアージ）
 - 病院や福祉避難所へ搬送する人 → 災害対策本部へ搬送手配
 - 避難所へ行く人、自宅に戻る人

避難所

(施設管理者と相談しながら開設)

- ① 建物の安全確認
- ② 避難してきた人々の受け入れ場所の指定
- ③ 避難してきた人々の受付
- ④ 安全対策

自宅など

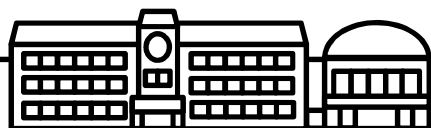
(避難所以外の場所)

支援を受けるために
避難所利用者登録
自宅避難者への食糧や物資の
必要数を把握するために、名
簿に登録をする。

展開期(2日目～1週間程度)

避難所を利用する人たちが主体となって運営できるよう、避難所運営委員会を組織する。避難所運営役員は、連区の役員や民生委員等で構成し、自主的かつ円滑な避難所運営を行う。

避難所



避難所運営委員会の設置

構成員には女性を取り入れるよう努める。

会長・副会長等の選出

主要役員の中に女性を選出し、多様にわたる要望を吸収しやすいように努める。

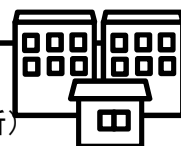
運営規約・避難所ルールの作成・掲示

全ての人に確実に伝わるように掲示する。

支援ニーズの把握、支援要請

自宅など

(避難所以外の場所)



避難所運営委員会への参画

自宅などで避難をしている人がいる地域で代表者を選出し、避難所運営委員会へ参加する。

安定期(1週間目～3週間程度)

避難所運営の仕組みや規則が定着し、生活に落ち着きが戻る一方、被災者の要望や求める情報などが多様化・高度化する時期でもあり、柔軟に対応する必要があります。一方で、自宅や公営住宅、仮設住宅等への移動により避難所を利用する人が減少するため、避難所の運営体制を再構築すると共に、避難所を撤収するための準備を進める時期でもあります。

なお、避難生活の長期化に伴い、被災者の心や身体の抵抗力が低下する時期でもあるため、注意が必要です。

撤収期(ライフライン回復時)

電気・ガス・水道等のライフライン機能が復活することにより、地域本来の生活を再開することができる時期です。

住居をなくした人は、より生活環境の整った応急仮設住宅などの長期受入れ施設に移動してもらい、避難所を段階的に統合・閉鎖することで、施設の本来業務を再開させる準備を行います。

① 建物の安全確認

- ☐ 避難所となる施設の管理者とともに、建物の安全確認を行う。
- ☐ 建物の安全確認がすむまでは、危険なので、中に入ることはできないことを伝え、屋外の安全な場所で待機する。

(1) 建物周辺の確認

- ☐ 火災が発生している。
- ☐ 建物が浸水している。
- ☐ 建物全体が沈下している。
- ☐ ガスくさい。(ガス漏れしている。)

1つでも☑があれば、
**危険なので、
施設は使用しない！**
→災害対策本部に連絡

(2) 建物の確認【地震の場合】

- ☐ 市職員により、応急危険度判定※を行う。

●施設が「危険な状態」や「注意を要する状態」と判定された場合
危険なので施設は使用しない！

- ☐ 屋内に避難者がいる場合は、屋外の安全な場所へ誘導する。
- ☐ 「危険」の紙を貼り、建物内への立ち入りを禁止する。
- ☐ 災害対策本部に避難所が使用できないことを連絡する。

●建物の被害がみられない場合

- ☐ 災害対策本部に緊急点検の結果を報告する。
- ☐ 応急危険度判定士の派遣を要請する。

*応急危険度判定

大きな地震が起きた後、余震などによって建物が倒壊したり、壁や窓ガラスが落下したりする危険性を判定し、人の命に関わる二次的災害を防止することを目的とした制度。

応急危険度判定は、都道府県が養成・登録した被災建築物応急危険度判定士（行政職員や、民間の建築士のボランティア）が行う。

② 避難してきた人々の受け入れ場所の指定

- ☐ 事前に決めた受け入れの方針や優先順位などを確認する。
- ☐ ポイントに注意しながら、受け入れ場所を決める。

<受け入れのポイント>

通路の確保	車いすも通れるよう幅 130cm 以上の通路を確保し、各世帯の区画が必ず 1 箇所は面するようにする。
地域でまとめる	世帯単位で受け入れ、なるべく顔見知りが集まれるよう、町内会ごとの配置になるよう配慮する。
配慮すべき人を優先的に受け入れる場所の検討	災害時に配慮が必要な人を優先的に受け入れる場所を検討し、予め指定する。避難所（屋内運動場・武道場）内でスペースの不足がある場合は、必要に応じて市及び学校職員と協議し、校舎内の教室利用を検討する。

<1人あたりに必要な最低面積（参考）>

1 m ² /人	被災直後	座った状態で過ごせる程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応	就寝することができる程度の占有面積
3 m ² /人	避難所生活の長期化	荷物置場を含めた、就寝することができる程度の占有面積

③ 避難してきた人々の受付

（１）受付の設置

- ☐ 机、いすを設置し、受付をつくる。（「受付」と表示する。）
- ☐ 筆記用具や、受付に必要な様式を用意する。
- ☐ 避難所の看板などを表に設置し、避難所を開設したことを知らせる。
- ☐ 人数が少ない場合は、受付に順番に並んでもらう。
- ☐ 人数が多い場合は、町内会の役員に協力してもらい、地域ごとに様式を配布して取りまとめてもらう。

(2) 利用者登録

- ☐ 世帯ごとに「避難所入所者票（別紙1）」を記入してもらう。
- ☐ ペット同行の場合は、「ペット登録台帳（別紙2）」にも記入してもらう。

ペットの管理は、飼い主で責任を持って行う旨を記した「ペットの飼育について（別紙3）」を手渡し、周知を図る。

＜登録時の注意＞

- ・食料や物資の支給などの支援は登録票に基づき行われるので、避難所以外の場所に滞在する人も記入するよう伝える。
- ・滞在希望場所が車両の人に対しては、車中泊のリスク*を伝えるなど健康に留意するように注意喚起する。
- ・安否確認の問い合わせに対応するため、住所と氏名を公開してよいか確認する。
- ・運営協力のため、特技や資格も記入してもらうよう協力を求める。
- ・障害のある人、病気、アレルギー疾患のある人、妊産婦、乳幼児、高齢者、女性、子ども、外国人など、避難生活で特に配慮を要することがあるか確認する。

*夏期の熱中症や脱水症状、車庫など密室状態になりやすい場所での長時間のアイドリングによる一酸化炭素中毒など。

(3) 人数の把握

- ☐ 「避難所入所者票（別紙1）」をもとに、避難所利用者の人数や世帯数（避難所外避難者を含む）を把握する。
- ☐ 食糧・物資の調達など、避難所での必要な支援を受けるために、災害対策本部へ人数を報告する。

④ 安全対策

- ☐ 屋外に設置した災害用トイレなど夜間照明が必要な場所に、非常用電源などによる照明を設置する。
- ☐ 女性や子どもに対する暴力防止や不審者排除のため、2人1組で夜間の見回りを行う。
- ☐ 必要に応じて、近隣の警察署に巡回や、必要に応じて女性警察官の派遣を依頼する。

(様式 39)

避難所入所者票

避難所名

(整理番号)

入所年月日時		年 月 日 () 時 分				
現住所		一宮市 電話番号： — —				
	(ふりがな) 氏 名	生年月日 (年齢)	男女 の別	続柄	職業、 在学名 学年	健康状態
1	()	()	男・女	世帯主		1. よい 2. 悪い (⇒裏面にも記入してください)
2	()	()	男・女			1. よい 2. 悪い (⇒裏面にも記入してください)
3	()	()	男・女			1. よい 2. 悪い (⇒裏面にも記入してください)
4	()	()	男・女			1. よい 2. 悪い (⇒裏面にも記入してください)
5	()	()	男・女			1. よい 2. 悪い (⇒裏面にも記入してください)
入所当時の人員		計 名	備考			

〔自宅の被災状況〕

〔自宅周辺の状況（取り残された人がいないか）〕

〔ペットの状況〕 犬： 匹、猫： 匹、その他 ()： 匹
 避難所に同伴・自宅・行方不明（状況：)・その他 ()

<避難所の処理欄>

食事は？＝自宅済み、 持参、 もっていない	毛布の使用＝ 枚使用。 未使用
-----------------------	-----------------

避難所入所者があった場合、ただちにこの用紙を風水害→保険年金課（FAX73-9133）（内線1460・1461・1463）に、FAXしてください。＊地震→地区連絡所電話。
 退所の場合も、ただちに連絡してください。

退所年月日時	年 月 日 () 時 分
--------	---------------

<保険年金課の処理欄>

受付番号	本部へのFAX時間	一覧表に記入		本部へ、退所FAX時間
	:			:

参考＝災害対策本部＝72-1330（内線2700～2715）、FAX=73-9212

<災害対策本部の処理欄>

入所処理			退所処理
------	--	--	------

参考＝保険年金課（内線1460・1461・1463）（FAX73-9133）、保育課FAX73-9123

世帯健康調査票

（この調査票は、健康状態が悪い方がいらっしゃる場合に使用してください。）

* 表面のお名前の番号にあわせて、あてはまるところを記入してください。

書ききれない場合は、余白を利用してください。

No.	現在の症状 (熱・怪我・痛み等)	持病・通院中の 病気及び服薬の 有無	薬の持参	あてはまるところに○を付けてく ださい
1		病名 服薬 有 無	有・無	乳児・幼児・妊婦・産婦・介護保険 その他 ()
2		病名 服薬 有 無	有・無	乳児・幼児・妊婦・産婦・介護保険 その他 ()
3		病名 服薬 有 無	有・無	乳児・幼児・妊婦・産婦・介護保険 その他 ()
4		病名 服薬 有 無	有・無	乳児・幼児・妊婦・産婦・介護保険 その他 ()
5		病名 服薬 有 無	有・無	乳児・幼児・妊婦・産婦・介護保険 その他 ()

避難所ペット登録台帳

避難所名

	飼育者	入所日	退所日	種類	性別	体格	毛色	ペット名	ワクチン 接種歴
	氏名 住所 電話			犬 猫	オス 未去勢 去勢済 メス 未避妊 避妊済				狂犬病 混合ワクチン (年接種) ノミダニ予防
	氏名 住所 電話			犬 猫	オス 未去勢 去勢済 メス 未避妊 避妊済				狂犬病 混合ワクチン (年接種) ノミダニ予防
	氏名 住所 電話			犬 猫	オス 未去勢 去勢済 メス 未避妊 避妊済				狂犬病 混合ワクチン (年接種) ノミダニ予防
	氏名 住所 電話			犬 猫	オス 未去勢 去勢済 メス 未避妊 避妊済				狂犬病 混合ワクチン (年接種) ノミダニ予防
	氏名 住所 電話			犬 猫	オス 未去勢 去勢済 メス 未避妊 避妊済				狂犬病 混合ワクチン (年接種) ノミダニ予防

ペットの飼^かい主^{ぬし}の皆様^{みなさま}へ

ペットの飼^し育^{いく}について

避難^{ひなんじょ}所^{しよ}では、多く^{おほく}の人^{ひと}達^{たち}が共同^{きやうどう}で生活^{せいかつ}しています。

避難^{ひなんじょ}所^{しよ}でペットを飼^し育^{いく}するためには、次^{つぎ}のこ^ことを^{まも}守^もって^もく^もだ^もさ^もい^も。

- ・ ペットは、他^{ほか}の避難^{ひなんじょ}所^{しよ}利用^{りよう}者^{しゃ}の理解^{りかい}と協^{きやう}力^{りよく}の^もと、飼^かい主^{ぬし}が責任^{せきにん}を持^もって飼^し育^{いく}するこ^ことを^{げんそく}原^{げん}則^{そく}と^しま^す。
- ・ ペットは指定^{してい}され^た場^ば所^{しよ}に必^{かな}ず^らつな^がか、檻^{おり}（ケージ^ななど）の^{なか}で飼^かっ^てく^ださ^い。
- ・ ペットの飼^し育^{いく}場^ば所^{しよ}は、飼^かい主^{ぬし}の^て手^てによ^つつて常^{つね}に清^{せい}潔^{けつ}にし、必要^{ひつよう}に^おう^じて消^{しょう}毒^{どく}を行^{おこな}っ^てく^ださ^い。
- ・ ペットの食^{しょく}料^{りやう}は原^{げん}則^{そく}と^して飼^かい主^{ぬし}が^{よう}意^いして^くだ^さい。また、給^{きゅう}餌^じの^じ時^{かん}間^きを決^きめ、^その都^つ度^どきれいに^{かたづ}片^か付^づけ^てく^ださ^い。
- ・ ペットによる苦^く情^{じやう}、危^き害^{がい}防^{ぼう}止^しに^{つと}努^とめ^てく^ださ^い。
- ・ 屋^{おく}外^{がい}の指^{してい}定^{てい}され^た場^ば所^{しよ}で必^{はい}ず^{べん}排^{はい}便^{べん}させ、^{あとしまつ}後^ご始^し末^{まつ}を^して^くだ^さい。
- ・ ノミの^{くじよ}駆^く除^{じよ}に^{つと}努^とめ^てく^ださ^い。
- ・ 運^{うん}動^{どう}やブラッシ^{かな}ングは、必^{かな}ず^ら屋^{おく}外^{がい}で^{おこな}行^{おこな}っ^てく^ださ^い。
- ・ 飼^し育^{いく}困^{こん}難^{なん}な^{ばあ}場^{ばあ}合^{あい}は、^{どうぶつきゅうごほんぶ}動^{どう}物^{ぶつ}救^{きゅう}護^ご本^{ほん}部^ぶに^{そうだん}相^{そう}談^{だん}して^くだ^さい。

^{どうぶつきゅうごほんぶ}動^{どう}物^{ぶつ}救^{きゅう}護^ご本^{ほん}部^ぶの^{れんらくきき}連^{れん}絡^{らく}先^{きき}

() —

- ・ ペットの^{かんけい}関^{かん}係^{けい}で、他^{ほか}の避難^{ひなんじょ}所^{しよ}利用^{りよう}者^{しゃ}との^{あいだ}間^{かん}で^{しょう}トラ^{ばあ}ブル^あが^{すみ}生^{そう}じ^そた^そ場^そ合^そは、^{ごうけつけ}速^{すみ}や^そか^そに^そ総^{そう}合^{そう}受^そ付^そま^そで^そご^そ連^そ絡^そく^そだ^そさ^そい。